

## No.5 特別緑地保全地区の決定に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

### 議第1047号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
鉄町富士塚台特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

鉄町富士塚台特別緑地保全地区は、青葉区の北西部、東急田園都市線市が尾駅の北西約2.5キロメートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点である「こどもの国周辺地区」に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置付けられており、横浜市の緑の七大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

### 議第1048号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
恩田町特別緑地保全地区	約 4.2ha	

(内容)

恩田町特別緑地保全地区は、青葉区の南西部、こどもの国線恩田駅の西約600メートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点である「こどもの国周辺地区」に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置付けられており、横浜市の緑の七大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

### 議第1049号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
恩田町九郎治谷特別緑地保全地区	約 0.7ha	

(内容)

恩田町九郎治谷特別緑地保全地区は、青葉区の南西部、こどもの国線恩田駅の西約800メートルに位置しており、視認性に優れた良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点である「こどもの国周辺地区」に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置付けられており、横浜市の緑の七大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

議第1050号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
恩田町番匠谷特別緑地保全地区	約 1.4ha	

(内容)

恩田町番匠谷特別緑地保全地区は、青葉区の南西部、こどもの国線恩田駅の西約900メートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点である「こどもの国周辺地区」に位置しており、周辺樹林地を特別緑地保全地区や市民の森などに指定し、保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置付けられており、横浜市の緑の七大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

議第1051号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
東寺尾六丁目特別緑地保全地区	約 0.9ha	

(内容)

東寺尾六丁目特別緑地保全地区は、鶴見区の中央部、J R京浜東北線鶴見駅の西約1.4キロメートルに位置しており、市街化区域に残る貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、入江川・滝の川の中流域に位置しており、貴重な樹林地や農地を保全し、公共施設等の緑化を推進するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プラン」において、寺尾地域に含まれており、まちづくりの目標に、地域の人々と協力して緑や歴史資源の保全、活用、管理を行っていくとしています。

議第1052号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
片倉三丁目特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

片倉三丁目特別緑地保全地区は、神奈川区の中央部、横浜市営地下鉄3号線片倉町駅の西約100メートルに位置しており、住宅地に隣接した良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において市街地をのぞむ七つの丘をつなぐ「市街地をのぞむ丘の軸」に位置付けられており、多様な緑地保全施策により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、土地所有者の協力を得ながら、斜面緑地を始めとする安定し優良な樹林地、社寺林などの保全を図るとしています。

議第1053号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
阿久和南一丁目特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

阿久和南一丁目特別緑地保全地区は、瀬谷区南部、相鉄いずみ野線緑園都市駅から西約900メートルに位置しており、住宅地に隣接する良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、柏尾川の源・上流域に位置しており、緑の七大拠点をはじめ、まとまりのある樹林地や農地の保全を進めるとしています。

また、本地区は「都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」において、緑農地域に位置付けられており、市街地の拡大を抑制し、樹林地、農地を保全し、それらと一体になった緑の多い住環境を維持するとしています。

これら7地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。